

強迫 宅建 H20-02-4 ≪#510≫

【問】 正誤をつけよ。

甲土地について売買契約が締結され、所有権がAからBに移転している旨が登記されている。FはBとの間で売買契約を締結して所有権移転登記をしたが、その後AはBの強迫を理由にA B間の売買契約を取り消した場合、FがBによる強迫を知っていたときに限り、Aは所有者であることをFに対して主張できる。

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 強迫

強迫による意思表示は、**取り消す**ことができる。（民法 96 条 1 項）

⇒ **強迫**の場合には、**善意無過失の第三者にも対抗**することができる